

証券投資信託の信託終了のお知らせ

このたび弊社では、以下の証券投資信託について、受益者の皆様のご意向を確認したうえで繰上償還を行なうべく、「投資信託及び投資法人に関する法律」第20条、その関係法令および証券投資信託の信託約款の規定に基づいて、書面による決議（以下、「書面決議」といいます。）を実施いたしますので、お知らせいたします。

【対象となる証券投資信託の名称】

追加型証券投資信託 インデックスファンドUSハイブリッド優先証券（毎月分配型）
（以下、当ファンドといいます。）

【繰上償還の理由】

当ファンドは、2014年4月に運用を開始いたしましたが、設定来、その純資産総額は10億円を下回る状況が継続しており、2019年6月末現在において、当ファンドの純資産総額は約3億98百万円となっております。

こうした状況下において、当ファンドは本来の商品性を維持して「運用の基本方針」に則った運用を継続することが困難な状況であると考え、弊社では、当ファンドを繰上償還することが受益者の皆様にとって有利であると判断いたしました。

【書面決議に関するスケジュール】

このたびの繰上償還に関する書面決議の手続きは、以下の日程にて進めてまいります。

◎書面決議の対象受益者の確定基準日	: 2019年8月22日（木）
◎議決権行使書面による議決権行使期限	: 2019年10月2日（水）
◎書面決議日	: 2019年10月7日（月）
◎当局への届出日	: 2019年10月8日（火）
◎信託終了日（予定）	: 2020年1月28日（火）
◎償還金支払開始日（予定）	: 2020年1月29日（水）

【書面決議の判定】

当ファンドについて、書面決議は、賛成の意思表示をされた受益者（信託約款の規定に基づき、議決権を行使されず賛成とみなされた方を含みます。）が保有する2019年8月22日現在の受益権口数（委託会社保有分を除きます。）の合計が、2019年8月22日現在の受益権総口数（委託会社保有分を除きます。）の3分の2以上であった場合に可決されます。本書面決議にて可決された場合、2020年1月28日をもって繰上償還させていただきます。

また、本書面決議にて否決された場合は、当ファンドの繰上償還は行ないません。

以上

2019年8月21日
東京都港区赤坂九丁目7番1号
日興アセットマネジメント株式会社